

## 1. 基本的な考え方

法律で、医療的行為（医薬品を使用するときの介助など）は、医師・歯科医師・看護師などの免許がない者は行えないと定められています。従って、学校生活の中で服薬が必要である場合は、保護者の管理下で行っていただくのが原則です。

学校が服薬介助や薬の保管を行うには、医療的行為とならないためにも、保護者の依頼があること、医師により処方されたものであることが必要です。そのため、保護者の判断で購入された市販薬の投薬依頼には、安全のため応じられません。

以上のことから、本校では、医療用医薬品の限り、保護者から提出された「医薬品依頼書」を用いて学校における服薬介助・薬の保管を実施しています。学校における医薬品の取り扱いについては、薬による事故防止の観点から、以下の通りとなっております。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 2. 学校での薬の服用について

- (1) 急性疾患（かぜ・発熱など）で薬を飲まなければならない場合は、本人の健康状態や他の児童への影響を考慮し、無理に登校をしないようお願いいたします。
- (2) 急性疾患の回復期で薬の服用が必要な場合は、まず、主治医にご相談のうえ、朝夕2回の服用ができるようご協力をお願いします。（薬の種類や内容によっては1日3回の処方を2回に変更してもらえる場合があります。）できる限り、学校での投薬をしなくてよい処方を主治医にご相談ください。
- (3) 薬を持参する場合は、本人及び他の児童の過剰服用、誤飲等の事故防止のために、その日に必要な薬だけを持参してください。袋などに記名（学年、組、番号、名前）していただき、万が一落とした際にもすぐに持ち主がわかるようにしてください。
- (4) 児童が学校で医療用医薬品を使用する場合、原則、本人が保管・管理します。しかし、本人が保管・管理できないやむを得ない事情がある場合には、保護者からの「医薬品依頼書」の提出をもとに、学校で預かる場合があります。  
〈本人が保管・管理ができないやむを得ない事情〉
  - ① 緊急時やむを得ない措置として投与する医療用医薬品
  - ② 解熱鎮痛剤の座薬や水薬のように冷所保管などの保管条件がある医療用医薬品
  - ③ 本人による保管・管理が困難な場合
- (5) 薬の使用・管理について教職員の介助や預りを必要としない場合であっても、児童が学校で薬を所持する場合は、医薬品依頼書の届け出が必要です。  
⇒「医薬品依頼書」のうち、薬の保管場所「自己管理」で提出。お子様には、薬を使用する時に教職員（主に担任）に申し出るようお声かけください。
- (6) 慢性疾患で薬の飲み忘れにより健康へ影響が出てしまう薬や短期使用薬で扱いに慣れていない薬の管理に不安がある場合、服薬は自分で行うことができるが薬の管理や服用確認のみ補助が必要な場合などの諸事情については「医薬品依頼書」の連絡事項にてお知らせください。
- (7) 学校では保管中に破損・紛失が生じないように十分注意しますが、震災時などの場合も含め、破損・紛失が生じた場合の責任を負うことはできません。ご了承のうえ、学校での医療用医薬品の使用についてご依頼ください。

### 3. 学校における医療用医薬品の取り扱い

- (1) 本校が預かることができる薬は、医師等が処方した医療用医薬品に限ります。症状に応じて使用の判断が必要な医療用医薬品を預かることはできません。
- (2) 本校では教職員が児童に医療用医薬品を使用することは行っておりません。ただし、保護者等から提出のあった書面に従って、緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合に、アドレナリン注射液（エピペン®）、てんかん発作を起こした場合にジアゼパム（ダイアアップ®）などの座薬及びミダゾラム口腔用液（プロラム®）を使用する場合があります。
- (3) 医療用医薬品の介助については、医師、歯科医師又は看護職員が、患者の状態が以下の3条件を満たしていることを確認し、教職員による医療用医薬品の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、教職員が行います。

#### 〈医療用医薬品の使用の介助の3条件〉

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合でないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

#### 〈可能な介助〉

- ・一包化された内服薬の内服（1回分が1つの袋にまとめて入っている状態）
- ・皮膚への軟膏の塗布
- ・湿布薬の貼付
- ・点眼薬の点眼
- ・肛門からの座薬の挿入
- ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧

### 4. 必要な提出書類 ★必須、☆必要に応じて

★医薬品依頼書（学校HPからダウンロード）

★医療用医薬品の説明書又は写し（服薬時に確認できるように薬と同封してください。）

☆医師の指示書（学校で用意している様式はなく、医療機関によって様式が異なる）

☆学校生活管理指導表（学校から用紙を配付）

### 5. 注意事項

- (1) 服薬時間について、主治医に相談の上、学校生活時間以外に変更できるものは変更にご協力をお願いします。例) 1日3回⇒2回、朝・昼・夕服用⇒朝・夕・就寝前服用
- (2) 医療用医薬品は1回分の量に分け（一包化）、それぞれに児童の学年、組、番号、氏名、服薬日時を記入してください。一包化した袋に薬の説明書を同封してください。
- (3) 医療用医薬品に関する各書類の有効期限は年度末までとします。新年度には新しいものをご提出ください。また、年度内で使用期限切れ等で交換が必要な場合は学校にお知らせください。
- (4) 医療用医薬品の内容（種類・量）に変更があった場合は、医薬品依頼書等を再度ご提出ください。
- (5) 医薬品依頼書の用紙がダウンロードできず間に合わない場合は、連絡簿などに必要事項（病名・薬の名称・時間・量・方法など）をご記入ください。後日、依頼書等を速やかにご提出ください。

### 6. その他

医療用医薬品の取り扱いについてのご相談があれば学級担任又は養護教諭にお尋ねください。